令和２年度第７回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和２年１２月９日（水）

令和２年度第７回東大和市個人情報保護審議会

１　日時

令和２年１２月９日（水）午前１０時～午前１０時４０分

２　場所

東大和市役所会議棟第４・５会議室

３　出席者

（１）審議会委員

会　長	田村　茂	出席
職務代理者	池田　陽子	出席
委　員	東口　正美	出席
委　員	古庄　野火	欠席
委　員	鈴木　清一	出席
委　員	奥田　真由	出席
委　員	横山　昌明	出席
委　員	関田　賢治	出席

（２）市長

市　長　　尾崎　保夫

（３）事務局出席職員

総務部　阿部部長

文書課　加藤課長、吾郷係長、木村主事

（４）説明員

諮問１　子育て支援課　新海課長

諮問２　高齢介護課　伊野宮参事

諮問３　障害福祉課　大法課長

４　議題

諮問案件

（１）新生児臨時特別給付金給付事業の目的外利用について

（２）在宅要介護者の受入体制整備事業（高齢者分）の委託について

（３）在宅要介護者の受入体制整備事業（障害者分）の委託について

５　会議の公開

　　会議は公開により行った。傍聴者はなし。

６　審議会への提出資料

　説明資料（事前配布）

　（１）諮問事項の帳票

　（２）補足資料

１　開会

〇阿部部長　定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ち、委員の出欠の状況を報告いたします。

〇加藤課長　委員８名中欠席１名。よって会議は成立しております。よろしくお願いいたします。

２　市長挨拶

〇阿部部長　続きまして、市長よりご挨拶がございます。

〇尾崎市長　皆さんこんにちは。市長の尾崎でございます。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、全国的に連日多数の新規感染者の報道がされるなど、その脅威は今もなお続いております。このため市におきましては、既存の事務を行うだけではなく、事務内容の見直しや、新たな事務の実施も必要であると認識しているところであります。事務内容の見直しや、新たな事務の実施に当たりましては、個人情報の適切な取扱いが必要不可欠となってまいりますことから、委員の皆様におかれましては、個人情報保護制度の適正な運用のために、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。季節も師走となり、冬の陽だまりがことのほか暖かく感じることが多くなりました。体調管理には、くれぐれもお気を付けいただきたいと思います。本日は、よろしくお願い申し上げます。

〇阿部部長　ありがとうございました。

３　審議会への諮問

〇阿部部長　続きまして、審議会への諮問でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今回も読み上げのみを行うことといたします。諮問書につきましては、会長の机の上に置かせていただいております。内容につきましては皆様方に配布したものと同様でございますので、ご確認をお願いいたします。それでは市長、諮問の内容をお願いします。

〇尾崎市長　諮問書。東大和市個人情報保護審議会会長殿。東大和市長、尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、貴審議会に諮問いたします。諮問事項については事務局より説明をいたします。よろしくお願いします。

〇阿部部長　ありがとうございました。なお、市長は他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

〇尾崎市長　よろしくお願いします。

〇阿部部長　お手元にございますように、本日の諮問事項は、（１）新生児臨時特別給付金給付事業の目的外利用について（２）在宅要介護者の受入体制整備事業（高齢者分）の委託について（３）在宅要介

護者の受入体制整備事業（障害者分）の委託について、以上の３件でございます。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、諮問２・３は類似の内容でございますので、一括での審議を予定しております。それではこの先の会議の進行については会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いします。

４　諮問案件の審議

諮問１

〇会長　改めましておはようございます。それでは、令和２年度第７回東大和市個人情報保護審議会の審議を始めさせていただきます。まず、諮問１の新生児臨時特別給付金給付事業の目的外利用について審議いたします。担当課の説明を求めます。

〇新海課長　失礼します。

〇会長　それでは、説明をお願いします。

〇新海課長　おはようございます、子育て支援課新海と申します。本日はどうぞよろしくお願いします。今回は個人情報を取り扱う事務の委託について条例第１２条第２項第５号に基づき、意見を伺うものであります。諮問資料の５ページをお開きください。事務の名称は、新生児臨時特別給付金給付事業でございます。事務の目的は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、その影響を精神的にも肉体的にも特に強く受けた妊産婦であった者などの心労を見舞い、出産後は感染予防に努めるため養育にかかる追加支出を余儀なくされている家庭を支援するため、対象児童１人につき１０万円の給付を行うことであります。本給付は、既に実施した全国一律の特別定額給付金とは違い、地方公共団体の判断により、実施を決めることができるもので、今回当市においても本給付金事業を実施することを決定した次第でございます。給付の申請に当たっては、感染症拡大防止の観点から、原則郵送申請となっております。郵送申請は市が給付対象者宛に、郵送する申請書に振込口座情報等を記入し、運転免許証等の写しなど、申請者の本人確認書類、及び当該振込口座の確認のため、振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写しとともに市に郵送していただきます。また希望により窓口に申請書を持参する場合には、例外的ではございますが、窓口において本人確認を行い、申請をすることもできます。続きまして対象者の範囲でございますが、個人情報を取り扱う対象者は、令和２年４月２８日から令和３年３月３１日までに生まれた者、及びその父または母で、申請日において東大和市の住民基本台帳に記録されている者となります。配偶者の暴力により避難している等の理由により住民基本台帳に記録されていない者で、申請日において居住の実態が東大和市にある方も対象となります。また、養育者が祖父母などの場合もあることから、市長が特に必要と認める者も対象とすることとします。個人情報の記録項目は、氏名、住所、生年月日、電話番号、識別番号、国籍、家族状況、親族関係、婚姻関係、口座情報、住民となった日、住民でなくなった日となっています。識別番号は免許、パスポート等公的な身分証明書の番号であり、本人確認のために必要となります。国籍は外国人の在留資格確認のために必要となります。親族関係及び婚姻関係については、受給資格の確認のために必要となります。なお、委託先、委託内容やオンライン結合及びオンライン結合による外部提供の内容などについては、本件においては対象外となります。

　続きまして諮問資料の７ページをお開きください。目的外利用・提供の届出をする事務担当課は、市民部市民課です。目的外利用・提供の届出をする事務の名称は、住民基本台帳並びに個人番号の付番及

びカードの交付に関する事務でございます。期間は令和２年１２月９日から令和４年３月３１日までとなります。申請期限は令和３年５月末の予定ですが、振り込みにおける審査において確認するため、期間を長く設けております。目的外利用する個人情報の項目は、氏名、在留資格及び期間、住所、生年月日、続柄、住民となった年月日、住民でなくなった年月日です。対象者の範囲は本事業の対象者と同様でございます。目的としては、新生児臨時特別金給付に当たり、上記対象者の住民記録情報を使用するため、当該項目を目的外利用することでございます。以上ご説明申し上げました事務に関し、目的外利用することについて意見を伺うものでございます。よろしくお願いいたします。

〇会長　ありがとうございました。説明が終わりました。何かご質問等ございましたらお願いします。

〇委員　ありがとうございます。出生届が出た段階で、赤ちゃんの口座を設けることができるとすると、その口座に１０万円が入るということもあるのか。普通だと、養育している父とか母の口座にお金が入ることが一般的かなと思うのですけれども、その時点で祖父母になるということは、どういう想定のもとに、市長が認める場合となるのかを教えてください。

〇新海課長　原則、振り込む口座は申請者の方の名義の口座になっていますので、お母さんが申請した場合はお母さんの名義の口座、お父さんが申請した場合はお父さんの口座になりますけれども、その新生児と生計を同一にしているというところが条件になりますので、何らかの色々な事情で、お父さんお母さんが新生児と一緒にいられないような状況になって、祖父母の方が養育しているという場合が万が一あった場合には、その方にも対象として支給できますよというところで、市長が特に認める場合ということを以て実施するということでございます。

〇会長　ほかにございますか。はい。

〇委員　他の市町村でこの制度をやられているところもあるかと思うのですけれども、年度内に引越しした場合、仕組み上二重に申請してしまうということはできてしまうのですか。

〇新海課長　今回の給付金なのですけれども、引越しする場合、転入する前の自治体で、同様の給付金を既に受給している方については、対象とはしないということになっていますので、それについては申請する時に、同様の給付金を受給していませんという同意を本人から取って申請をしていただくという方法を考えています。

〇委員　あくまで申請ベースなのですね。仕組み上の連携はないのですね。

〇新海課長　そうです。

〇委員　わかりました。ありがとうございます。

〇会長　ほかに。

〇委員　よろしいですか。２点ほど確認ということで。対象者の範囲で今の養育者の父母の、その方にも住基情報に基づいて、郵送するという理解でよろしいでしょうか。つまり、実際上は、要するに子の子という形で続柄が載ってくるはずです。それで、父母の欄がなにもない。それはそれぞれ、判断をそこでして、恐らくこの方が養育者だろうという形で郵送して、その方の申請があった場合、事情を深く問うかわかりませんけれども、判断をしてということになるのかということと、あと住登外の方についても、対象であるということで、ここに書かれている、５ページですか、申請日において居住の実態が東大和市にある者も給付対象とするということ。それについては、通常住民基本台帳上には、住登外の処理というのは、各主管課が対応するとなっていると思うのですけれども、そういう把握については、子育て支援課が有している住登外のその部分を使うと。そしてそこに基づいて、住登外の、つまり東大

和市に住民票台帳がない、その方で居住実態があるという届出は、同じ子育て支援課の中の係から、情報を持っているので、それに基づいてやっていくのか。その２点を教えていただきたい。

○新海課長　まず１点目でございますが、住基の状況で、新生児の居住しているところに、そこにお住まいの方の、通常であれば保護者の方のお名前の住所の宛先で、保護者様という形で申請書を送付するので、そこに新生児と一緒にお住まいの方が、仮にお父さんお母さんでなかった場合には、一緒に住んでいる方のお名前で申請書を送るという形になります。

○委員　保護者の。そうすると、一般的に言うと、前回は世帯主でしたよね。５月に申請して交付があったのは、世帯主という形だったのですけれども、それは保護者ということ。

○新海課長　そうですね。今、説明がもしかしたらうまくなかったかもしれませんが、新生児のお子さんの名前と、その保護者様という形で、そのお住いのところに申請書を送るという形なので、実際申請する方は、お父さんかお母さんか、それは養育している方というところは、お家の判断で決める。２点目についてですが、住民基本台帳に登録がない方につきましては、こちらから申請書を送付することができないので、そこは市報やホームページなどでこの制度を周知して、ご本人から申し出てもらうという形を取ると考えておりますので、今、子育て支援課が持っているものを利用するということではなくて、あくまでも申し出ていただく、相談していただくということで対応したいと思います。

○委員　わかりました。ありがとうございました。

○会長　ほかに何かありますか。私から１点だけすみません。こちらの補足資料で、委託はないということになっているのですが、補足資料の３ページのところに委託料ということで、出ているのですが、これはどういった委託の内容なのですか。

○新海課長　この委託料につきましては、この保護審で諮問して答申いただいたのち、システム改修を必要としますので、システム改修の委託料ということで計上しているということです。

○会長　抽出するシステムを整備する。

○新海課長　支払いに必要なデータの改修というところなので、個人情報につきましては、職員が全部、送られてきた申請書は１つ１つ手入力していく形なので、そこの部分のシステムというよりは、支払いの部分のシステム改修の予算計上です。

○会長　はい、わかりました。ほかにございますか。

○委員　今のところで、認識番号なのですけれども、免許証、パスポートとなっていますが、今、マイナンバーが騒がれているので、そこに入れたらどうでしょうか。

○新海課長　マイナンバーにつきましては、マイナンバーを伴う事業としていないので、運転免許証ですとか、これまでの本人確認の書類で対応しようかと考えています。

○会長　よろしいですか。ほかにございますか。ないようですので、この辺で審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問１の「新生児臨時特別給付金給付事業の目的外利用について」は、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同　異議なし。

○会長　ありがとうございました。それでは本件については提案のとおり承認といたします。

○新海課長　ありがとうございました。

諮問２・諮問３

〇会長　次に諮問２「在宅要介護者の受入体制整備事業（高齢者分）の委託について」及び、諮問３「在宅要介護者の受入体制整備事業（障害者分）の委託について」は、同一の内容でございますので、一括して審議を行いたいと思います。どうぞご着席ください。それでは、担当課の説明を求めます。よろしくお願いいたします。
〇伊野宮参事　まず、今日はお時間いただきまして、ありがとうございました。私は福祉部の高齢介護課長をやっております伊野宮と申します。よろしくお願いします。
〇大法課長　障害福祉課長の大法でございます。よろしくお願いいたします。
〇伊野宮参事　それでは、お手元に配布いたしました諮問案件説明資料５ページに当たるものでございますが、そちらを開いていただければと思います。諮問案件名につきましては、在宅要介護者の受入体制整備事業、高齢者分とそれから障害者分の両方ございます。２番の説明内容を見ていただきたいと思います。１の事務の名称と目的でございますが、先ほど申し上げたとおりでございまして、１番の事務の名称は、諮問案件名でございまして、②に事業目的がございます。目的は、在宅で高齢者あるいは、ここは障害者もありますが、を介護している家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、高齢者あるいは障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、介護者である家族等が安心して療養に専念できる体制を整備すると。そしてそのことが各家庭や地域における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることにも資する、こういうことでございます。ここで、７ページの図をご覧いただきたいのですが、「在宅要介護者の受入体制整備事業（案）」でございますけれど、東京都は補正予算通りましたので、案は通ると思いますが、東京都から来た資料でございます。事業目的につきましては、先ほど読み上げたようなことが、少し詳しく書いております。この事業を理解するに当たって、真ん中よりやや下のイメージというところがございますので、これを見ていただくのが１番よろしいかと思います。まず、１番左に、「家族（介護者）感染」がありまして、これはご自宅で高齢者、あるいは障害者を介護している、その介護者が新型コロナウイルスに罹患してしまったと。そういたしますと、この介護者は下に点々の矢印が１番下から右に伸びておりますけれども、保健所の指導によりまして症状があれば医療機関に入院、症状がなければ都の用意した宿泊施設に隔離をされるということでございます。こうなりますと、ご自宅で介護を受けている方、この方をどうするかということでございますけれども、その右に、横に受入調整機関とありますが、図は地域包括支援センターと書いてありますけれども、私のほうは市で調整したいと思いますけれども、この介護を要する方の PCR 検査をいたしまして、そして陰性の場合には、太い矢印が右から上に上がって、また右に伸びておりますけれども、介護施設等に移送をする。そして、もしこれが陽性ですと、このまま保健所の指導で医療機関に入るということになりますが、今回の委託事業はこの太い矢印の流れで対応する場合も委託ということになります。ここの図では、宿泊施設と書いてありますが、私どもが対象とするのは、介護を要する高齢者と、それから障害者でございますので、通例ですと介護施設、あるいは医療機関ということも考えられますが、その状態像によって選択していきたいと考えておりますので、通常の宿泊施設というのは、今のところは想定していないということでございます。

申し訳ございませんが、５ページの資料にお戻りいただきたいと思います。５ページの２対象者の範囲ということで、市内に在住する在宅要介護者、高齢者、あるいは障害者ですけれども、一応対象者としては、その家族ということになります。個人情報の届出事項の内容でございますが、３番でございます。ここに記載のとおり１８項目ございます。この１８項目につきましては、高齢者、あるいは障害者

はあくまでも在宅で介護を受けていたということで、私どもも状態像を把握してございませんので、受入の初期の段階で聞き取り調査をいたしまして、それを受入施設側に伝えるということが必要でございますので、こういった項目を挙げさせていただいたところでございます。次の６ページを見ていただければと思います。４委託先、委託期日、委託内容等でございますが、まず委託内容につきましては、先ほどご説明した PCR 検査等とありますのは、新型コロナウイルスの抗原検査も場合によっては採用する可能性がありますので、等とさせていただきました。それから移送等、それから施設サービスの提供、その他在宅要介護者の生活維持のために必要な行為ということになります。委託期間としては、私どもこの事業を承認されましたら、１月から実施の予定でございます。それから令和３年度も、これ予算が通ればということですが、継続して実施することを考えております。それから委託先でございますけれども、高齢者、あるいは障害者の介護、あるいは介護サービス等について専門的な知識や技術を有する事業所に委託する予定ということになっております。なお、具体的な委託先につきましては、事案の性質上、場合によっては受託者のほうに対する風評被害等の恐れがありますので、ここでは伏せさせていただければと思っております。５番のオンライン、それから６番の目的外使用、それから７番のその他につきましては、特に説明することはございません。雑ぱくでございますが、事業内容の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇会長　ありがとうございました。説明が終わりました。何か質問等ございましたら、ご発言お願いいたします。

〇委員　今、東大和市でも累計５０何名か、感染者が出ておりますけれども、この間、このようなことで、要するに在宅介護されている高齢者や障害者の方が行き場所がなかったということはなかったのかということを１つ確認させていただきたいのと、あと PCR 検査をして陰性となった方が結局、市が用意したところにという形になると思うのですけれども、明らかな濃厚接触者とあるので、その時点で陰性だとしても、受入施設の中でのその後の検査態勢みたいなことまでは、今回のこの中ではどのようになっているのかを２つお聞かせ下さい。

〇会長　課長。

〇伊野宮参事　まず今回対象にした要介護者のようなケースが今まで発生したかどうかということでございますが、それは今までございません。ですので、私どもとしては頻度はそれほど高くないだろうとは思いますけれども、この第３波の感染状況を見ますと、こういった事業は必要だろうと考えております。それから２点目でございますが、濃厚接触者扱いですので PCR 検査が必要ということなのですけれども、まず通常ですと、この在宅要介護者の介護者が陽性の場合には、介護を受けている方は、濃厚接触者扱いになりますので、この PCR 検査は行政検査ということで、今回の委託の対象ではありません。保健所で公費でやるという形になります。ただ私どもとしては、その公費による PCR 検査の結果、陰性だったとしても、更に入所の段階で念のためもう１回任意の検査をするということで、その任意の検査分を委託の中に入れております。ですので、施設としては、まず公費検査と言いますか、行政検査によってマイナスになった要介護者を、まず引き取って受け入れて移送した上でそのまま施設に入れるのではなくて、更に追加の PCR 検査等をやって、そこでマイナスということを確認して施設に入所をしていただきます。こういうことを考えております。以上でございます。

〇委員　すみません、もう１点、介護者が自分が具合が良くなくて病院へ行くことも、そういう高齢者や障害者を抱えている場合、困難だと思われるのです。それでもとりあえず病院に行って自分が陽性に

なってしまったという段階では、おそらくこの在宅の高齢者や障害者の人たちのことまでの手続というのは、介護者ができないと考えられるのですけれども、介護者が陽性だと判定がついた時点で、在宅の人たちへの手続というか、それは誰が進めるのかということ。

〇伊野宮参事　まず今回介護者が陽性になったとしても意思疎通はできますので、例えばそこは電話連絡、あるいは人を介してご家族のご意向を確認して、それから当然要介護者の状態像を聞き取り調査しなければなりませんので、いずれにせよ介護者が仮に陽性で入院になったとしても、何らかの形でその介護者との意思疎通をした上でこの事業に乗せるという形になります。以上であります。

〇会長　ほかに質問ありますか。私からお聞きしたいのですが、これ対象の見つけというのですか、両方コロナにかかっちゃったよということは、本人から情報提供がないとわからないのか、陽性の方の記載みたいなものがあって、市で調べてああ介護者いるなと、そういったシステムなのかその辺をお聞かせ下さい。

〇伊野宮参事　おっしゃるとおり、この事業については、あらかじめ把握するというのは非常に困難でございまして、まず、こういった事態が起こったときに情報提供していただかないと、私どもとしても動きづらいところがあります。ただ、介護者が陽性になった場合には、介護者自身が要介護者がいるので、なかなか医療機関に移れませんとか、そういうことをまず保健所に相談されると思うので、そこから私どもに情報が入る場合もございますし、それから高齢者、あるいは障害者のそれぞれ相談機関がございまして、もし介護者がそういった相談機関を知っていれば、そちらに相談をすると、そうすると情報がこちらに伝わってきますので、この要介護者受入事業の対象になるかどうかを、私どもで判断するという、そういう過程でいくつかのルートで、私ども行政に情報が流れる可能性は高いだろうと思っております。以上です。

〇会長　そうするとその辺のところの情報というかセキュリティというのかな、かなり風評被害ございますので、そうならないようにしていただきたいなと。よろしいですか。それでは、特にご意見がございませんので、この審議の意見をまとめたいと思います。諮問２「在宅要介護者の受入体制整備事業（高齢者分）の委託について」及び諮問３「在宅要介護者の受入体制整備事業（障害者分）の委託について」は、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

〇委員一同　異議なし。

〇会長　ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認といたします。ありがとうございました。

　以上で本日の議題はすべて終了をいたしました。なお、承認となりました諮問につきましては、審議会の意見として「取り扱う個人情報は、情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とし、本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇委員一同　異議なし。

〇会長　ありがとうございました。

５　閉会

〇会長　ほかに何かございますか。

〇委員　１点よろしいですか。これは要望ですが、前回もある委員からこの様式、例えば、５ページの

個人情報取扱届出事項の記録項目について、要望があったかと思うのですけども、これは改めて先ほどは言わなかったのですが、基本的に大事な在留資格及び期間というのが記録項目にないのです。ご存じのとおり平成２４年に住民基本台帳に外国人が加わったということが、この在留資格というのは基本的事項だと認識しているのです。これを見ると国籍ということに印が付けられないので、こういったことを踏まえて、規則改正という部分があるので、なかなか大変だと思いますけども、なおかつ様式を見ると非常に一般的に言うと様式を外して、通常だと市長が定めるみたいな形で、様式をある程度時代にあわせて変更する形を、今まで私の常識から言うと、そういう方向に流れが来ているのですけども、非常に厳格に定まっています。それぞれ規則の改正については、それぞれチャンスがあったかと思うのですけど、できればそういったことを全面的に見直しをしていく必要もあるのではないかなと考えておりまして、そういうことを踏まえて、また今年度末位には、これ規則改正、今までの個人情報の保護審で出された内容、弁護士の先生方がいたと思うのですけど、そういうことを踏まえてご要望したいと思うのですけども、ご検討いただければと思います。以上です。

〇加藤課長　貴重なご意見ありがとうございました。前回メールアドレスの表記についてもご指摘をいただいたところでございます。現在のところで、在留期間の表記については、国籍のところに含まれて運用はしているところではあるのですけれども、ただこの、今、委員からのご指摘もあったとおり、この表記は正しいのか、また前回ご指摘いただきましたメールアドレスの表記も含めてですけれども、どういった形が１番ふさわしいのかは、今一度事務局として検討させていただきたいと思います。ただ全体的にスペースの問題もございますので、そこを鑑みながらよりよい形に進めていければなと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

〇委員　よろしくお願いいたします。

〇会長　ありがとうございました。ほかに何かございますか。いいですか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の個人情報保護審議会を閉会したいと思います。長時間に渡りましてご協力ありがとうございました。事務局からご連絡等があればお願いいたします。

〇加藤課長　本日は急な開催にもかかわらず、貴重なお時間をいただきまして本当にありがとうございました。また次回、保護審の開催、年明けでございますけれども、２月１７日水曜日午前１０時から会議棟での開催を予定しておりますので、引き続きご審議のほどよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。